

松原公園整備基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

松原公園整備基本計画策定業務

2 業務目的

令和 5 年 3 月に「松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会」で「松原公園周辺の将来像」が取りまとめられました。

その後、令和 5 年 11 月に立ち上げた「松原公園整備基本構想策定会議」で、「松原公園整備基本構想」が、令和 7 年 3 月に策定されました。

本業務は、市民県民からは日常的に訪れたい公園として、県外の来訪者からは選ばれる場所となるよう、これまで検討してきた経過を踏まえつつ「松原公園整備基本計画」を策定するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

※ただし、本業務の実施においてやむを得ない事由により、佐賀市議会において、翌年度への予算の繰越しが認められた場合は、相応の期間延長を行うことがある。

4 対象地

(1) 位置

佐賀市松原二丁目地内 ※別紙図面のとおり

(2) 全体面積

約11,000 m²(第1期整備エリア 約3,700m²を除く。)

5 業務内容

以下の項目について、佐賀市と協議・調整を行いながら、業務を実施すること。

(1) 基礎情報の整理

- ① 「松原公園周辺の将来像(松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会)」、「松原公園整備基本構想(松原公園整備基本構想策定会議)」、「松原公園整備を考えるワークショップ」及び各アンケートを整理すること。
- ② 対象地の現況(周辺環境、アクセス、既存施設等)を整理すること。
- ③ 対象地の法的条件(建築基準法、都市計画法、消防法、その他関係法令等)を整

理し、整備・活用における制約や留意点を明らかにすること。

(2) 基本計画の作成

松原公園整備基本構想で取りまとめられた基本方針、整備の考え方などに基づき、基本計画を策定する。

(3) 模型の更新と整備イメージパース等の作成

- ① 基本計画に基づき、既存の模型を修正すること。
- ② 整備イメージパースは、各ゾーニングの整備方針がわかるよう、複数パターン作成する事。また夜間やイベント時のイメージ、異なる角度からのパースなど、多様な視点での作成をすること。

(4) 概算工事費の算定

基本計画に基づく公園等の整備に対する工事費等について概算により算出すること。

(5) テナントリーシング等の支援

「仲見世ゾーン」などで計画している店舗・飲食店について、松原公園に相応しい業種業態等や収支などを検討し、テナントリーシングへの支援を行うこと。

(6) 基本計画の報告会等での説明

策定した基本計画について市民等へ説明する報告会等で説明すること。

(7) 業務報告書

本業務において検討した結果、資料、図面、算出根拠等を網羅的にとりまとめ、最終成果品として業務報告書を作成し、佐賀市へ提出すること。報告書の作成にあたっては、分かりやすく、論理的な構成とすること。また、電子データ(CAD データを含む、ファイル形式は別途協議)も併せて提出すること。

(8) 業務全般に関する事項

- ① 本業務の責任者となる統括技術者を選任・配置し、業務の進捗管理、品質管理、及び佐賀市との協議調整等を適切に行うものとする。当該統括技術者は、本業務の目的及び内容を十分に理解し、業務を適正かつ円滑に遂行すること。
- ② 本業務の遂行においては、「松原公園周辺の将来像」(「松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会」、令和5年3月取りまとめ)、「松原公園整備基本構想」(「松原公園整備構想策定会議」、令和7年3月策定)、「松原公園整備を考えるワークショップ」(令和6年5月・6月)、市民アンケート等の

計画・資料を十分に理解し、その内容を踏まえるものとする。

- ③ 受託者から本業務の目的達成に向けて有益となる提案がある場合は、双方協議の上、決定する。
- ④ 本業務の遂行状況については、必要に応じ随時報告を行うとともに、委託者が必要と認めたときは、協議の場(4回程度)を設けること。なお、受託者は、協議に関する記録簿を適宜作成し、委託者へ提出するものとする。
- ⑤ 本業務を遂行する上で必要となる委託者が有しない資料等は、受託者において入手すること。
- ⑥ 本業務を実施する中で必要が生じた事項については、委託者と協議の上、追加すること。

6 成果品

業務実績報告書[紙媒体] 1部(A4判)
[電子データ]1式

7 準拠する規定及び基準等

本業務は、契約書及び本仕様書のほか、「設計・調査・測量業務共通仕様書(令和6年10月 佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部)」に準拠して実施する。

また、必要に応じて、建築設計・バリアフリー・景観整備等に関する関連技術基準(例:「高齢者・障害者等の移動等の円滑化のためのガイドライン」「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」「都市公園等におけるユニバーサルデザインの指針」等)を参照すること。

これらの基準は、いずれも最新のものを適用すること。

8 その他

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 業務の再委託

受託者は、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 個人情報の保護

① 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託者が定める佐賀市個人情報保護条例及び佐賀市情報セキュリティポリシー等の規定に基づき、本業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

② 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における作業責任者等の責任

体制を構築するとともに、当該体制を維持するような措置を講じなければならない。

③ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後においても同様とする。

(4) 所有権・著作権等

① 本業務に係るすべての成果品の所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属し、委託者の承諾なしに使用し、又は、公表してはならない。

② 受託者は、著作者人格権を行使しない。

(5) 帳簿書類の整備、閲覧等

① 受託者は、本業務の委託料の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、本業務の完了日が属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

② 委託者は、受託者に対し、①に掲げる帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができるものとする。

(6) 仕様書外の事項

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。